

新旧対照表

【主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際における取扱いについて（平成11年3月31日蔵関第256号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>1 確認の対象となる米麦等</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 法第42条、第43条及び第45条に基づき行われる輸入の対象となる麦等であって税關に確認を依頼する麦等は、次に掲げる物品である。</p> <p>関税定率法別表の第1001.11号、第1001.19号、第1001.91号、第1001.99号、第1003.10号、第1003.90号、第1008.60号、第1101.00号、第1102.90号の一及び二、第1103.11号、第1103.19号の一及び二、第1103.20号の一、四及び五、第1104.19号の一及び三、第1104.29号の一及び三、第1108.11号、第1901.20号の一の(二)のB、C及びDの(a)、第1901.90号の一の(二)のB、C及びDの(a)、第1904.10号の二の(二)及び(三)、第1904.20号の二の(二)及び(三)、第1904.30号、第1904.90号の二及び三並びに第2106.90号の二の(一)のBに掲げる物品</p>	<p>1 確認の対象となる米麦等</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 法第42条、第43条及び第45条に基づき行われる輸入の対象となる麦等であって税關に確認を依頼する麦等は、次に掲げる物品である。</p> <p>関税定率法別表の第1001.10号、第1001.90号、第1003.00号、第1008.90号の二の(一)、第1101.00号、第1102.90号の一及び二、第1103.11号、第1103.19号の一及び二、第1103.20号の一、四及び五、第1104.19号の一及び三、第1104.29号の一及び三、第1108.11号、第1901.20号の一の(二)のB、C及びDの(a)、第1901.90号の一の(二)のB、C及びDの(a)、第1904.10号の二の(二)及び(三)、第1904.20号の二の(二)及び(三)、第1904.30号、第1904.90号の二及び三並びに第2106.90号の二の(一)のBに掲げる物品</p>
<p>2 税關の確認の時期及び方法</p> <p>(1) 法第30条第2項の規定に基づき、政府の委託を受けた者が輸入する米穀等の場合については、次によるものとする。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 確認方法</p> <p>農林水産省生産局（以下「生産局」という。）は、米穀等の輸入を目的とする買入れを委託した者に、<u>支出負担行為担当官農林水産省生産局長</u>（以下「<u>支出負担行為担当官生産局長</u>」といふ。）を甲とし受託者を乙とした「輸入米穀（等）買入委託契約書」の写しを輸入申告の際に提出させて、当該契約書の写しの記載内容（数量）と輸入申告書等の記載内容との対査確認及び<u>生産局支出負担行為担当官生産局長印</u>の押印（印影写し）（別紙1）を確認する。</p>	<p>2 税關の確認の時期及び方法</p> <p>(1) 法第30条第2項の規定に基づき、政府の委託を受けた者が輸入する米穀等の場合については、次によるものとする。</p> <p>① (同左)</p> <p>② 確認方法</p> <p>農林水産省総合食料局（以下「総合食料局」という。）は、米穀等の輸入を目的とする買入れを委託した者に、<u>支出負担行為担当官農林水産省総合食料局長</u>（以下「<u>支出負担行為担当官総合食料局長</u>」といふ。）を甲とし受託者を乙とした「輸入米穀（等）買入委託契約書」の写しを輸入申告の際に提出させて、当該契約書の写しの記載内容（数量）と輸入申告書等の記載内容との対査確認及び<u>総合食料局支出負担行為担当官印</u>の押印（印影写し）（別紙1）を確認する。</p>

新旧対照表

【主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際における取扱いについて（平成11年3月31日蔵関第256号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>なお、数量の確認において、<u>支出負担行為担当官生産局長</u>との間の契約数量と、税関に提出される輸入申告書に記載された数量との間で+5%のアローワンスを認めて差し支えない。</p> <p>③ (省略)</p> <p>(2) 法第31条第1項の規定に基づき、政府と売買契約を締結した者が輸入する米穀等の場合については、次によるものとする。</p> <p>① (省略)</p> <p>② 確認方法</p> <p><u>生産局</u>は、米穀等の輸入者に、<u>支出負担行為担当官生産局長</u>を甲とし輸入業者を乙とした「輸入米穀（等）の特別売買契約書」の写しを輸入申告の際に提出させるので、当該契約書の写しの記載内容（数量）と輸入申告書等の記載内容との対査確認及び<u>生産局</u><u>支出負担行為担当官生産局長印</u>の押印（印影写し）を確認する。</p> <p>なお、数量の確認において、<u>支出負担行為担当官生産局長</u>との間の契約数量と、税関に提出される輸入申告書に記載された数量との間で+5%のアローワンスを認めて差し支えない。</p> <p>③ (省略)</p> <p>(3)～(6) (省略)</p>	<p>なお、数量の確認において、<u>支出負担行為担当官総合食料局長</u>との間の契約数量と、税関に提出される輸入申告書に記載された数量との間で+5%のアローワンスを認めて差し支えない。</p> <p>③ (同左)</p> <p>(2) 法第31条第1項の規定に基づき、政府と売買契約を締結した者が輸入する米穀等の場合については、次によるものとする。</p> <p>① (同左)</p> <p>② 確認方法</p> <p><u>総合食料局</u>は、米穀等の輸入者に、<u>支出負担行為担当官総合食料局長</u>を甲とし輸入業者を乙とした「輸入米穀（等）の特別売買契約書」の写しを輸入申告の際に提出させるので、当該契約書の写しの記載内容（数量）と輸入申告書等の記載内容との対査確認及び<u>総合食料局</u><u>支出負担行為担当官印</u>の押印（印影写し）を確認する。</p> <p>なお、数量の確認において、<u>支出負担行為担当官総合食料局長</u>との間の契約数量と、税関に提出される輸入申告書に記載された数量との間で+5%のアローワンスを認めて差し支えない。</p> <p>③ (省略)</p> <p>(3)～(6) (同左)</p>
<p>3 通関の際に疑義が生じた場合の取扱い</p> <p>前記1及び2に関して疑義が生じた場合は、<u>生産局</u>又は当該疑義が生じた米麦等に係る通関を行う税関の所在地を管轄する地方農政局等と協議の上処理することとする。</p>	<p>3 通關の際に疑義が生じた場合の取扱い</p> <p>前記1及び2に関して疑義が生じた場合は、<u>総合食料局</u>又は当該疑義が生じた米麦等に係る通關を行う税關の所在地を管轄する地方農政局等と協議の上処理することとする。</p>
<p>別紙1 <u>生産局</u><u>支出負担行為担当官生産局長印</u></p> <p>別紙2～8 (省略)</p>	<p>別紙1 <u>総合食料局</u><u>支出負担行為担当官印</u></p> <p>別紙2～8 (同左)</p>